

「集団的消費者被害救済制度」に関する消費者庁との意見交換会開催

平成23年11月9日、消費者庁会議室で、「集団的消費者被害救済制度」に関する消費者庁との意見交換会が開催された。会議には、一般社団法人情報サービス産業協会(JISA)、社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)、一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会(JCSSA)から約20名が出席した。

当日は、消費者庁消費者制度課長の堀井奈津子氏が、[「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」](#)（平成23年8月、消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会）に基づき、消費者被害の防止と円滑な被害回復を図る消費者のための新たな訴訟制度の創設について、検討の背景や現在検討している制度の概要、今後の予定を説明した。

その後の意見交換では、JISAからは、本制度は手続追行主体や対象事案を広くすると濫訴が懸念され、事業活動に支障を来す恐れがあるので極力限定的に規定すべきであり、個人情報流出案件については本制度の対象外とするよう要請した。

他の出席者からも、本件はその経緯から、そもそも悪徳事業者が違法に集めた財産を剥奪して被害者を救済する制度を企図していたものと思われるが、調査会の報告書は対象範囲を拡大し過ぎているとの意見が出された。また、個人情報流出事案は対象外とすべしとの意見は、発言者の共通見解であった。

(事務局)